

改正案	現行
<p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第三条 法第六条の第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。</p>	<p>（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）</p> <p>第三条 法第六条の第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般廃棄物の海洋投入処分に当たつては、次によること。</p> <p>イ 海洋投入処分は、次に掲げる一般廃棄物の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。</p> <p>(1) 廃火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類であつて、不要物であるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 不燃性の一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) 浄化槽に係る汚泥</p> <p>(ハ) 糞尿</p> <p>(ハ) 廃駆除剤（動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤及びその有効成分である化学物質として製造され、又は輸入されたもののうち、環境大臣が指定するものであつて不要物であるもの（日常生活に伴つて生じたもの及び環境大臣が定める方法により処理したものを除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(ニ) 人の健康に重大な被害を生じさせるおそれがある一般廃棄物で環境大臣が指定するもの</p> <p>(3) (2)に掲げる一般廃棄物のうち、緊急に処分する必要があり、かつ、海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであると認めて環境大臣が指定するものであつて、環境大臣が定めるところにより処分するために処理したもの</p>

(削る。)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物(国内において生じたものであつて、油分又は別表第三の三に掲げる物質の含有に關し環境省令で定める基準に適合するものに限るものとし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。

(1) 次に掲げる汚泥

(1) 別表第三の二に掲げる施設において生じた汚泥

(II) 建設工事に伴つて生じた汚泥

(削る。)

(2) 別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリであつて、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を五・〇以上九・〇以下にしたもの

ロ 一般廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、第一号イ及びロの規定の例によること。

五 前号イ(3)を除く。)に規定する一般廃棄物であつても、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、次によること。

イ 海洋投入処分は、次に掲げる産業廃棄物(国内において生じたものに限るものとし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の船舶からの海洋投入処分に限り、行うことができること。

(1) 次に掲げる汚泥(油分を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

(1) 別表第三の二に掲げる施設において生じた汚泥(別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

(II) 建設工事に伴つて生じた汚泥(別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

(II) 公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥(指定下水汚泥であるものを除く。)

(2) 別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリ(油分又は別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。)であつて

(3) 動植物性残さであつて、摩砕したもの

(4) (略)

□ (略)

五 (略)

2 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものであつて、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、第三条の規定の例による。

、船舶に積み込む際の水素イオン濃度指数を五・〇以上九・〇以下にしたもの

(3) 動植物性残さであつて、摩砕し、かつ、油分を除去することにより環境省令で定める基準に適合するものにしたもの

(4) (略)

□ (略)

五 (略)

2 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものであつて、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、第三条の規定の例による。ただし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）は、海洋投入処分を行つてはならない。